

:Atrae

目次

招集ご通知	P 4
株主総会参考書類	P 9
事業報告	P29
連結計算書類	P47
計算書類	P49
監査報告	P51

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議決権は書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

第18期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年12月17日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

場所

東京都港区麻布十番1丁目10番10号 ジュールA
株式会社アトラエ 本社8階会議室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。）

議案

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件 |

株式会社アトラエ

（証券コード 6194）

株主のみなさまへ

世界中の人々を魅了する会社を創る

すべての社員が誇りを持てる組織と事業の創造にこだわり、
関わる人々がファンとして応援したくなるような魅力ある会社であり続けます。
そして日本を代表するグローバルカンパニーとして、世界中の人々から必要とされる存在を目指します。



代表取締役
新居 佳英

平素より格別のご支援並びにご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は「世界中の人々を魅了する会社を創る」というビジョンを掲げ、従来テーマとしていたHR×Tech（HR Tech領域）から、さらに一步踏み込んだ「People Tech Company」として、「テクノロジーによって人の可能性を拡げる」べく、「Green」「Wevox」「Yenta」等の事業を展開しております。

第18期（2021年9月期）につきましては、成功報酬型求人メディア「Green」を事業の柱として、売上高は4,464,211千円、営業利益1,010,904千円と新型コロナウイルス感染症の影響がありながらも増収増益を達成いたしました。

また、Greenに次ぐ収益の柱として注力しているエンゲージメント解析ツール「Wevox」につきましては、リリースから5年で、様々な業界において利用されており、大手企業への導入も進んでおります。また、企業だけでなく官公庁やプロスポーツチーム、NPO法人や学校法人など、幅広い組織に活用いただいております。

蓄積された回答データをテクノロジーによって解析・分析することによって、さらなる競争優位を築き、唯一無二の組織改善ツールとして確固たる地位を築いております。

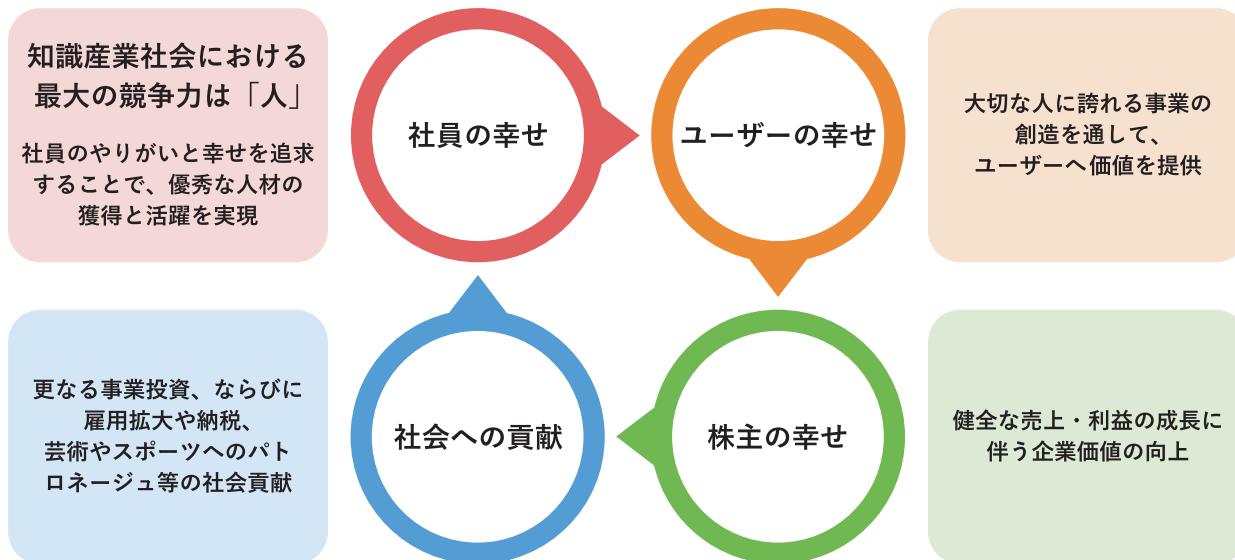
ビジネス版マッチングアプリ「Yenta」につきましては、コアなユーザーに支えられながら、当事業年度においては、特性診断機能やQ&A機能などをリリースし、着実にユーザー数が増加しております。さらに、当事業年度において、新規事業となるシニア向けジョブ型マッチングサービス「Inow」を正式リリースしております。

株主の皆様におかれましては、今後もあたたかいご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

Cycle

関わる全ての人々を幸せにするためのサイクル

このサイクルを回し続けながら、関わる人の輪を広げていくことで
「世界中の人々を魅了する会社」を実現します。

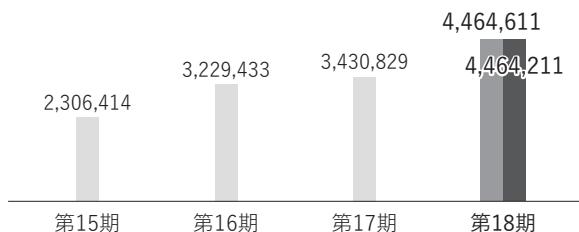


財務ハイライト

売上高

■ 単体 ■ 連結

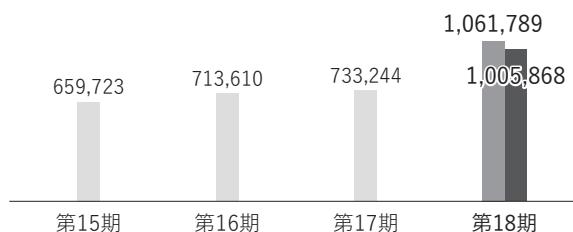
(単位：千円)



経常利益

■ 単体 ■ 連結

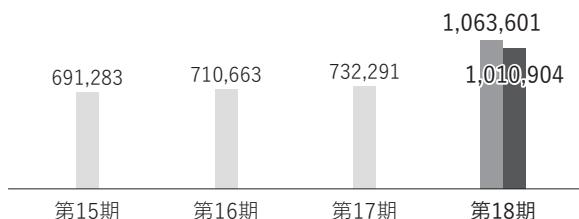
(単位：千円)



営業利益

■ 単体 ■ 連結

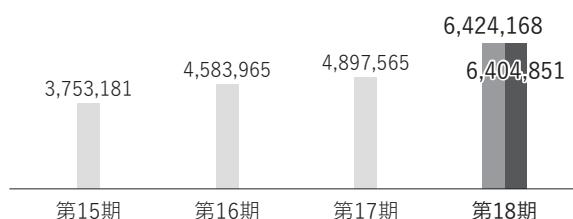
(単位：千円)



総資産

■ 単体 ■ 連結

(単位：千円)



親会社株主に帰属する当期純利益

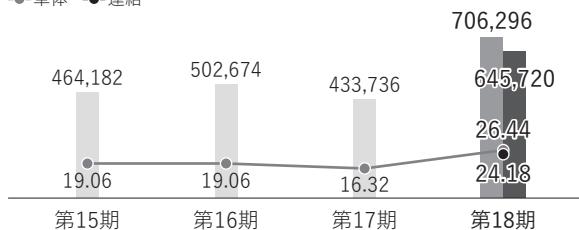
■ 単体 ■ 連結

(単位：千円)

1株当たり当期純利益

● 単体 ● 連結

(単位：円)



純資産

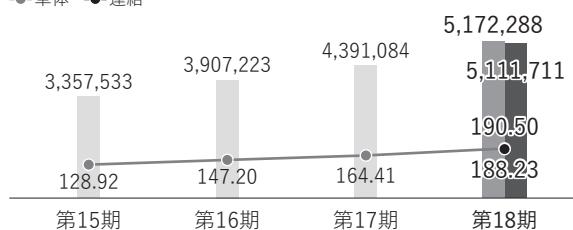
■ 単体 ■ 連結

(単位：千円)

1株当たり純資産

● 単体 ● 連結

(単位：円)



(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

証券コード 6194
2021年11月26日

株主のみなさま

東京都港区麻布十番一丁目10番10号
株式会社アトラエ
代表取締役 新 居 佳 英

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会の開催について慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施した上で、規模を縮小し、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2021年12月16日（木曜日）午後6時まで**に到着するようご送付いただくか、議決権行使サイトより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月17日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 東京都港区麻布十番一丁目10番10号 ジュールA
株式会社アトラエ 本社8階会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第18期（自2020年10月1日至2021年9月30日）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件
 - 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
 - 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件
 - 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件

招集に当たっての決定事項

・代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://atrae.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会が監査した事業報告、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<https://atrae.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するご協力をお願い

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、株主の皆様への安全と健康を第一に考えた対応を以下のとおり実施させていただきます。なお今後の流行状況により、株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://atrae.co.jp>) に掲載いたします。

### <株主の皆様へのお願い>

- ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様には可能な限り書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ◎ご来場される株主の皆様におかれましては、マスクのご着用をお願い申し上げます。マスクを着用されない場合は入場をお断りさせていただくことがございます。
- ◎当日は、会場入り口にて体温測定を行っております。発熱（37.5度以上）や体調の優れない方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ◎株主総会へのご来場をご検討されている株主の皆様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご無理をなさませぬようお願い申し上げます。

### <当社の対応>

- ◎本総会につきましては、運営スタッフのマスク着用など、新型コロナウイルスに対する適切な感染防止策を実施した上で開催いたします。
- ◎会場入り口付近など会場各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ◎会場内のお席の間隔を広くとるため、ご来場いただく株主の皆様の十分な席数を確保できない可能性がございます。座席数を超える来場がある場合、入場を制限させていただく場合がございます。
- ◎昨年に引き続き、株主総会終了後の会社説明会は中止とさせていただきます。



# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

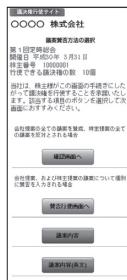
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

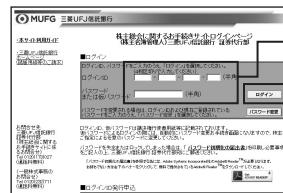
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

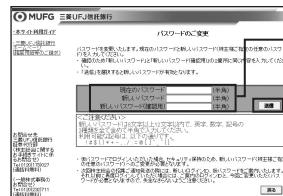
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づき、上場会社は、経済産業大臣・法務大臣の確認を受けることを条件として、「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第11条第2項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主さまなど多くの株主さまが出席しやすくなることや新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。また、その他所要の変更を行うものであります。

なお、定款第11条第2項の変更の効力は、本総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

| 現行定款                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>附則<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br/>&lt;条文省略&gt;</p> <p>(新設)</p> | <p>(招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p><u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>附則<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 第11条(招集)第2項の変更は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則第2条は、当該効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員の任期が満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会にて検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                               | 地位       | 候補者属性 |
|-------|----------------------------------|----------|-------|
| 1     | <small>あらい よしひで</small><br>新居 佳英 | 代表取締役CEO | 再任    |
| 2     | <small>おか としゆき</small><br>岡 利幸   | 取締役CTO   | 再任    |
| 3     | <small>すずき ひでかず</small><br>鈴木 秀和 | 取締役CFO   | 再任    |

再任 再任取締役候補者

|       |                            |                       |
|-------|----------------------------|-----------------------|
| 候補者番号 | あらい よしひで                   | 再任                    |
| 1     | <b>新居 佳英</b> (1974年7月29日生) | 所有する当社の株式数 2,314,800株 |

■略歴、当社における地位及び担当

- 1998年4月 株式会社インテリジェンス入社
- 2000年7月 株式会社インサイトパートナーズ代表取締役就任
- 2003年10月 当社設立代表取締役CEO就任（現任）
- 2019年3月 株式会社東京通信社外取締役就任（現任）
- 2020年7月 株式会社アルティーマ代表取締役CEO就任（現任）

■重要な兼職の状況

- 株式会社アルティーマ代表取締役CEO
- 株式会社東京通信社外取締役

取締役候補者とした理由

新居氏は、2003年の当社創業以来一貫して当社代表を務め、長年にわたる経営経験を有するとともに、広範な分野で事業を行う当社の適切な意思決定、経営監督の実現を図り、今後のさらなる当社の成長のために適任であることから、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断したためであります。

|       |                           |                     |
|-------|---------------------------|---------------------|
| 候補者番号 | おか としゆき                   | 再任                  |
| 2     | <b>岡 利幸</b> (1984年8月31日生) | 所有する当社の株式数 159,400株 |

■略歴、当社における地位及び担当

- 2007年4月 当社入社
- 2012年4月 当社取締役CTO就任（現任）

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

岡氏は、当社のCTOであり、インターネットサービスの開発技術及びそれらに関する豊富な経験と知識を有しております。また、同氏は取締役として経営方針や事業戦略の立案、決定及びその遂行において重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断したためであります。

|       |                                 |    |                   |
|-------|---------------------------------|----|-------------------|
| 候補者番号 | すずき ひでかず<br>鈴木 秀和 (1982年7月18日生) | 再任 | 所有する当社の株式数 5,200株 |
| 3     |                                 |    |                   |

#### ■略歴、当社における地位及び担当

- 2005年4月 大和証券SMBC株式会社（現大和証券株式会社）入社
- 2018年9月 当社入社
- 2018年12月 当社取締役CFO就任（現任）
- 2019年10月 株式会社ツクルバ社外取締役就任（現任）
- 2020年7月 株式会社アルティーマ取締役CFO就任（現任）

#### ■重要な兼職の状況

- 株式会社アルティーマ取締役CFO
- 株式会社ツクルバ社外取締役

#### 取締役候補者とした理由

鈴木氏は、当社のCFOであり、また、長年にわたり大手金融機関に従事していたことから、金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しております。従って、今後の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいことから、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の監査等委員である取締役3名全員の任期が満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                | 地位      | 候補者属性                                                                                                     |
|-------|-------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | おざさ るみこ<br>小笹 留美子 | 常勤監査等委員 | <input checked="" type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立 |
| 2     | とつか たかまさ<br>戸塚 隆将 | 監査等委員   | <input checked="" type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立 |
| 3     | ゆきまる しんご<br>雪丸 真吾 | 監査等委員   | <input checked="" type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立 |

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

|       |           |                         |    |    |    |                 |
|-------|-----------|-------------------------|----|----|----|-----------------|
| 候補者番号 | おざさ<br>小笹 | るみこ<br>留美子 (1975年7月4日生) | 再任 | 社外 | 独立 | 所有する当社の株式数 400株 |
| 1     |           |                         |    |    |    |                 |

### ■略歴、当社における地位及び担当

- 1998年4月 日本電信電話株式会社入社
- 2014年12月 当社常勤社外監査役就任
- 2019年12月 当社社外取締役常勤監査等委員就任（現任）

### ■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

### ■選任の理由及び期待される役割の概要

小笹氏は、長年にわたり当社の常勤社外監査役に従事し、当社のガバナンス体制全般に多くの知見と経験を有しております。2019年12月に当社社外取締役常勤監査等委員に就任以来2年間在任し、当社のコーポレート機能への適切なアドバイスを行っていただいております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。選任後は引き続き常勤監査等委員として、当社のコーポレートガバナンス向上に寄与いただくことを期待しております。また同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

|       |                     |               |    |    |
|-------|---------------------|---------------|----|----|
| 候補者番号 | とつか たかまさ            | 再任            | 社外 | 独立 |
| 2     | 戸塚 隆将 (1974年6月23日生) | 所有する当社の株式数 一株 |    |    |

### ■略歴、当社における地位及び担当

- 1998年 4月 ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社
- 2005年 6月 ハーバード・ビジネス・スクール修了 経営学修士（MBA）
- 2005年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
- 2007年 5月 株式会社シーネクスト（現ベリタス株式会社）設立代表取締役就任（現任）
- 2015年12月 当社社外取締役就任
- 2016年 5月 オーディトリップ株式会社（現キュリオ株式会社）設立代表取締役就任（現任）
- 2019年12月 当社社外取締役監査等委員就任（現任）

### ■重要な兼職の状況

- ベリタス株式会社代表取締役
- キュリオ株式会社代表取締役

### ■選任の理由及び期待される役割の概要

戸塚氏は、長年にわたり米国大手金融機関において業務に従事し、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考え、引き続き社外取締役とすることが適当であると判断したためであります。2019年12月に当社社外取締役監査等委員に就任以来2年間在任し、当社の経営全般及びコーポレート機能への適切なアドバイスを行っていただいております。また、選任後は引き続き監査等委員として、当社のコーポレートガバナンス向上に寄与いただくことを期待しております。よって、引き続き当社の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。また同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

|       |                    |               |    |    |
|-------|--------------------|---------------|----|----|
| 候補者番号 | ゆきまる しんご           | 再任            | 社外 | 独立 |
| 3     | 雪丸 真吾 (1976年5月7日生) | 所有する当社の株式数 一株 |    |    |

### ■略歴、当社における地位及び担当

- 2001年10月 虎ノ門総合法律事務所入所（現任）
- 2010年 4月 慶應義塾大学大学院文学研究科講師（現任）
- 2014年12月 当社社外監査役就任
- 2019年12月 当社社外取締役監査等委員就任（現任）

### ■重要な兼職の状況

- 弁護士
- 慶應義塾大学大学院文学研究科講師

### ■選任の理由及び期待される役割の概要

雪丸氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通しています。今後、さらなる監督機能の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考え、社外取締役とすることが適当であると判断したためであります。

2019年12月に当社社外取締役監査等委員に就任以来2年間在任し、当社の経営全般及びコーポレート機能への適切なアドバイスを行っていただいております。また、選任後は引き続き監査等委員として、当社のコーポレートガバナンス向上に寄与いただくことを期待しております。よって、引き続き当社の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。また同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小笹留美子氏、戸塚隆将氏及び雪丸真吾氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小笹留美子氏、戸塚隆将氏及び雪丸真吾氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって小笹留美子氏は2年、戸塚隆将氏は6年、雪丸真吾氏は2年となります。また、小笹留美子氏、戸塚隆将氏及び雪丸真吾氏は、現在当社の監査等委員である取締役であります。監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもっていずれも2年となります。
4. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。三氏の再任が承認された場合は、三氏との当該契約を継続する予定であり

ます。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社社外取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除きます）。各候補者が社外取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、各社外取締役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

## (ご参考) 第2号議案及び第3号議案の承認が得られた場合の取締役のスキルマトリックス

当社の取締役会は、独立社外取締役3名を含む計6名の取締役により構成されており、実効性のある議論を行うのに適正な規模であると考えております。取締役の選任については、当社の企業理念を理解し、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を選任し、加えて独立社外取締役については、独立した立場で業務執行の監督を期待できる人物を選任することにより、取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模を十分に考慮した取締役会の構成を図る方針です。当社が取締役候補者に対して求める属性及び取締役候補者が豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有することを特に期待する領域は、次のとおりです。

なお、取締役6名のうち、独立社外取締役は3名（比率50%）、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員4名のうち独立社外取締役は3名（比率75%）、取締役6名のうち女性は1名（比率16%）となる予定であります。

## 取締役候補者に特に期待する領域（スキルマトリックス）

|     | 氏名                   | 新居佳英         | 岡利幸        | 鈴木秀和       | 小笹留美子       | 戸塚隆将      | 雪丸真吾      |
|-----|----------------------|--------------|------------|------------|-------------|-----------|-----------|
| 属性  | 役職                   | 代表取締役<br>CEO | 取締役<br>CTO | 取締役<br>CFO | 常勤<br>監査等委員 | 監査等<br>委員 | 監査等<br>委員 |
|     | 指名委員会・報酬委員会          | ○            |            |            | ○           | ○         | ○         |
|     | 独立社外取締役              |              |            |            | ○           | ○         | ○         |
| スキル | 企業経営                 | ○            | ○          | ○          |             | ○         |           |
|     | アントレプレナーシップ          | ○            |            |            |             | ○         |           |
|     | 業界経験                 | ○            | ○          |            |             |           |           |
|     | テクノロジー・情報セキュリティ      |              | ○          |            |             |           |           |
|     | ファイナンス・会計            |              |            | ○          |             | ○         |           |
|     | コーポレートガバナンス・コンプライアンス |              |            | ○          | ○           |           | ○         |
|     | ESG                  | ○            |            | ○          |             |           |           |

※ 上記の一覧は、取締役が有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2020年12月18日開催の第17期定時株主総会において、年額150,000千円以内（うち社外取締役分年額15,000千円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社における取締役の貢献度及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、その報酬額を年額300,000千円以内（うち社外取締役分年額30,000千円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。また、本議案による報酬枠は、第5号議案及び第6号議案にてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠として設定するものです。

当社は、2021年11月11日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容の概要は事業報告41頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

現在の取締役は3名（うち社外取締役0名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役0名）となります。

本議案につきましては、監査等委員会にて検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、2019年12月18日開催の第16期定時株主総会（以下「2019年定時総会」という。）において、対象取締役を支給対象とした「譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度」という。）を導入し、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬を付与するために支給する金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）の総額を年額20,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、付与する株式の上限を年10,000株（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とすることについてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社における対象取締役の貢献度、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案いたしまして、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額及び株式数として、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬を付与するために支給する金銭報酬債権の総額を年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、付与する株式の上限を年183,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と改定させていただきたいと存じます。本議案に基づき対象取締役に対して付与される譲渡制限付株式の概要は、後記の「<譲渡制限付株式の概要>」のとおりですが、その内容については、付与株式数の点及び譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式について当社が当然に無償で取得することを明示した点を除き、2019年定時総会においてご承認をいただいた内容から特段の変更はございません。

当社は、2021年11月11日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容の概要は事業報告41頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であり、また、1年間に対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.6%（10年間に亘り、当該上限となる株式数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は6.8%）とその希釈率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、本議案による報酬枠は、第4号議案及び第6号議案にてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠として設定するものです。

また、現在の対象取締役は3名であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

本議案につきましては、監査等委員会にて検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

#### <譲渡制限付株式の概要>

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年183,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とする等して当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において取締役会において決定される金額とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、又は使用人その他これに準ずる地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、会社都合その他の正当な理由がある場合又は死亡による場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。対象取締役が、会社都合その他の正当な理由又は死亡により、譲渡制限期間満了前に上記の地位を退任又は退職した場合には、当社は、無償取得する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### （3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、又は使用人その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、この場合において、譲渡制限期間中对象取締役が勤務できない期間があったときは、譲渡制限を解除する

本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、対象取締役が、上記（２）に定める会社都合その他の正当な理由又は死亡により、譲渡制限期間満了前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

なお、これらの定めにより譲渡制限が解除されない本割当株式については、当社が当然に無償で取得する。

#### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （５）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件

### I 提案の理由

当社は、2020年12月18日開催の当社第17期定時株主総会においてご承認をいただいた「各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の年額50,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）」の範囲内で、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対しストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

今般、本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」により、取締役に対する報酬としての新株予約権付与については、その具体的な内容につき株主総会の承認を得ることが求められたことから、現行のストックオプションの制度を継続すべく、下記新株予約権の内容につき、改めてご承認をお願いしたいと存じます。

本議案に基づき発行される新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、取締役会の決議により定められた当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針のとおり、株主価値と連動した企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして付与するものであり、新株予約権の付与数は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、総合的に勘案して決定するものであり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等として相当であり、また、1年間の上限に相当する数の新株予約権を取締役に割り当て、その全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合に交付される株式の数が発行済株式総数に占める割合は0.1%（10年間に亘り、当該上限に相当する数の新株予約権を取締役に割り当て、その全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合に交付される株式の数が発行済株式総数に占める割合は1.6%）とその希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。なお、本議案による報酬枠は、第4号議案及び第5号議案にてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠として設定するものです。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）となります。

本議案につきましては、監査等委員会にて検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

Ⅱ 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権の内容

### 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

当社の普通株式45,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内における上限とする。ただし、第2項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

### 2. 本新株予約権の数

発行する新株予約権の数は450個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内における上限とする。本新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

(3) 本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権は無償で発行する。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）とする。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第2項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) 当社が、時価を下回る1株あたりの払込金額で株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。また、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味し、「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

また、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第

2位を切り捨てる。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）を意味するものとする（ただし、当該調整事由による株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される株式の数は算入しない。）。
- ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- (3) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (4) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で株式を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。
- (5) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当てに係る取締役会決議の日後2年を経過した日から本新株予約権の割当てに係る取締役会決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定める期間とする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第7項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (2) 相 続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。ただし、権利者が死亡してから3ヶ月以内に、当社取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

## 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

- ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑧ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (5) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 8. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

## 9. その他の新株予約権の内容

上記1から8に記載のない新株予約権の内容については、新株予約権の募集事項の決定をする取締役会において定める。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(自 2020年10月1日)  
(至 2021年9月30日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が著しく制限され、段階的な経済活動の再開により景気回復の兆しが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済活動の動向は極めて不透明な状況が継続しております。

このような状況の中、当社は、「世界中の人々を魅了する会社を創る」というビジョンの下、成功報酬型求人メディア「Green」、エンゲージメント解析ツール「Wevox」及びビジネス版マッチングアプリ「Yenta」等を運営してまいりました。

成功報酬型求人メディア「Green」については、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済活動の動向が不透明な状況にある中で、求人企業の採用は厳格な状況でありました。一方で、求人企業の多くが属するインターネット業界は、人工知能やIoTに関する様々なサービスが生まれており、ITエンジニアやWebデザイナーといった人材の需要は堅調に推移しております。当社では、求人企業と求職者のマッチング効率向上のためのコンテンツの拡充、ビッグデータ解析によるレコメンド精度の向上をはじめ、登録者数の増加施策としてWebマーケティングの強化等、転職市場におけるGreenの独自の競争優位性を活かした様々な取り組みを実施しております。

また、Greenに次ぐ新たな事業として、「Wevox」及び「Yenta」の収益化に力を入れて取り組んでおります。

エンゲージメント解析ツール「Wevox」については、2017年5月の正式リリース以降着実に導入企業を増やし、本招集通知発送日現在の導入企業は2,140社を超えており、幅広い業種・業界の企業にサービスの提供を行っております。組織の状態をスコアリングして可視化し、改善策を推奨することで、利用企業の組織改善を支援しています。当社では、今後の拡販に向けてプロダクトの更なる向上、カスタマーサクセス体制の充実を図ることが重要と考えております。ビジネス版マッチングアプリ「Yenta」については、2020年5月に国内全国版のリリースを行いました。新型コロナウイルス感染症の拡大により積極的な外出が困難な状況においても、オンラインによる「ビジネスを加速させる出会い」を生み出し、ユーザー数が順調に増加しております。さらに海外都市展開を踏まえた機能開発にも注力しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,464,211千円、営業利益は1,010,904千円、経常利益は1,005,868千円、親会社株主に帰属する当期純利益は645,720千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(People Tech事業)

成功報酬型求人メディア「Green」については、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済活動の動向が不透明な状況にある中で求人企業の採用意欲に回復の兆しが見られ、当連結会計年度の入社人数は3,583人（前期比14.3%増）となりました。エンゲージメント解析ツール「Wevox」については、大手企業への導入が着実に進み、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うリモートワークへの移行によりエンゲージメントに対する注目度がさらに上昇いたしました。

以上の結果、売上高は4,464,611千円、セグメント利益は1,063,601千円となりました。なお「Green」の売上高は3,573,200千円、「Wevox」の売上高は802,899千円であります。

(Sports Tech事業)

当社は、2020年7月に100%子会社である株式会社アルティアリーを設立し、当連結会計年度はB3リーグ2021-22シーズン参入を目指し、プロバスケットボールクラブの運営等を進めてまいりました。以上の結果、セグメント損失は55,920千円となりました。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第 18 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年9月期) |
|----------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                 | 4,464,211                         |
| 経 常 利 益 (千円)               | 1,005,868                         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (千円)   | 645,720                           |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 24.18                             |
| 総 資 産 (千円)                 | 6,404,851                         |
| 純 資 産 (千円)                 | 5,111,711                         |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)        | 188.23                            |

(注) 1. 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

2. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分                 | 第 15 期<br>(2018年9月期) | 第 16 期<br>(2019年9月期) | 第 17 期<br>(2020年9月期) | 第 18 期<br>(当事業年度)<br>(2021年9月期) |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)          | 2,306,414            | 3,229,433            | 3,430,829            | 4,464,611                       |
| 経 常 利 益 (千円)        | 659,723              | 713,610              | 733,244              | 1,061,789                       |
| 当 期 純 利 益 (千円)      | 464,182              | 502,674              | 433,736              | 706,296                         |
| 1株当たり当期純利益 (円)      | 19.06                | 19.06                | 16.32                | 26.44                           |
| 総 資 産 (千円)          | 3,753,181            | 4,583,965            | 4,897,565            | 6,424,168                       |
| 純 資 産 (千円)          | 3,357,533            | 3,907,223            | 4,391,084            | 5,172,288                       |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円) | 128.92               | 147.20               | 164.41               | 190.50                          |

(注) 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名      | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容       |
|------------|-----------|----------|---------------------|
| 株式会社アルティール | 475,000千円 | 100%     | プロバスケットボールクラブの企画・運営 |

(注) 株式会社アルティールを設立し、当連結会計年度より同社を連結子会社といたしました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ①サービスの知名度向上

当社は、これまで培ってきたWebマーケティングのノウハウを中心として、段階的に動画広告を利用したマスメディア向けの広告を活用することにより、「Green」への登録者を獲得してまいりました。その結果としてIT・Web業界においては相応の知名度を獲得できたと考えておりますが、今後は、IT・Web業界を超えた幅広い業界における知名度の向上、競合企業との差別化を明確にしたブランドの確立が重要であると認識しております。

そのためにも、これまで構築してきたWebマーケティングと並行し、費用対効果を慎重に考慮した上で、マスメディアを活用した広告宣伝及びプロモーション活動を継続的に検討してまいります。

##### ②新規事業における収益拡大

当社は、主力サービスである「Green」を中心に堅調に成長している一方で、「Green」の収益力への依存度が高い状態にあります。長期的に成長し続ける組織であるためにも、今後複数の事業を収益化させ、発展・拡大させていくことが極めて重要だと考えております。

「Green」に次ぐ新規事業として、エンゲージメント解析ツール「Wevox」及びビジネス版マッチングアプリ「Yenta」により、収益拡大を図ってまいります。

また、その他構想・検討している新規事業に関しましても、未来の収益の柱へと育てるべく尽力してまいります。

##### ③ビッグデータの有効活用

当社は、創業当初から転職・採用等のHR領域に特化したノウハウや経験を有しております。それらを属人的なものではなく、競争優位性の高い独自のデータとして蓄積してまいりました。当該ビッグデータをさらに有効活用し、優位にかつスピーディに事業を展開していくことが重要であると考えております。

また、継続的・安定的にデータを蓄積しつつも、今まで以上にデータの解析精度を向上させ、データを活用した新規事業の創造へと取り組んでまいります。

##### ④組織体制の強化

当社は、知的産業社会で価値を生み出す最大のリソースは「人」であり、その集合体としての「組織」であると考えています。そのためにも能力と意欲を兼ね備え、かつ当社の持つ価値観や目指す方向性に強く共感する人材のみを採用することを徹底しております。また、そのような優秀な人材が長期にわたってやりがいを感じて働くことができるよう、旧態依然とした出世や役職といった考え方を撤廃し、全社員に権利と責任を付与したフラットなプロジェクト制での組織運営を行っております。

この取り組みの徹底のため、全社員にプロとしての意識・自発的な行動・成果を求めています。そのた

め、情報共有を徹底し、ビジネスで成果を出す上で不必要な管理やルールの排除を行っております。その結果、当社は極めて高い定着率を誇り、新卒や若い社員を育成するノウハウを保持することに成功しております。

しかしながら、今後複数事業の迅速な拡大・成長を実現する上で、これまでと同様の水準を保ちながら、人材を確保していくことが当社の発展における課題であると認識しております。

そのため、ソーシャルメディアを活用したダイレトリクルーティングの活用や従業員からの紹介制度の強化等、多様な採用手法を用いて人材の獲得に努めるとともに、優秀な社員が定着し続けるような創意工夫をし続けてまいります。

#### ⑤情報管理体制の強化

当社の運営する事業は、膨大な個人情報を持しております。そのため、個人情報保護に関しては重要課題と認識しており、個人情報に関する社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施やセキュリティシステムの構築を行っております。また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、引き続き、情報管理体制の強化、徹底を図ってまいります。

#### ⑥グローバル市場への進出

当社の継続的な事業拡大のためには、これまで培ってきたノウハウ、ナレッジを活用し、欧米、アジア等のより大きな市場で、今後の成長が期待される地域に向けたサービス提供を推進することが重要だと認識しております。それに伴い2016年に優秀な外国人を採用し、段階的ながらも社内コミュニケーションに英語を取り入れ、海外進出を意識した経営を行っております。また、これらと同時に、市場調査も継続的に行っていく中で、現地法人設立や現地有力企業とのパートナーシップ構築等の検討も進めてまいります。

(5) **主要な事業内容** (2021年9月30日現在)

| 事業区分          | 事業内容                                                                                    |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| People Tech事業 | ・成功報酬型求人メディア「Green」の企画・運営<br>・エンゲージメント解析ツール「Wevox」の企画・運営<br>・ビジネス版マッチングアプリ「Yenta」の企画・運営 |
| Sports Tech事業 | ・プロバスケットボールクラブ「アルティーリ千葉」の企画・運営                                                          |

(6) **主要な事業所** (2021年9月30日現在)

① 当社

|     |       |
|-----|-------|
| 本 社 | 東京都港区 |
|-----|-------|

② 子会社

|            |        |
|------------|--------|
| 株式会社アルティーリ | 千葉県千葉市 |
|------------|--------|

(7) **使用人の状況** (2021年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分          | 使用人数     |
|---------------|----------|
| People Tech事業 | 70 (2) 名 |
| Sports Tech事業 | 7 (0) 名  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 70 (2) 名 | 7名増 (3名減) | 30.5歳 | 3.9年   |

- (注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2021年9月30日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1)株式の状況 (2021年9月30日現在)

①発行可能株式総数 43,200,000株

(注) 2021年4月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)により、発行可能株式総数は、21,600,000株増加しております。

②発行済株式の総数 26,779,200株(自己株式18,232株を含む)

(注) 1. 2021年4月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)により、発行済株式総数は、13,362,600株増加しております。

2. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は54,000株増加しております。

③株主数 1,411名(うち単元株主数1,175名)

### ④大株主

| 株主名                                                                            | 持株数        | 持株比率  |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------|-------|
| 合同会社ラウレア                                                                       | 6,840,000株 | 25.5% |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)                                                             | 2,684,500株 | 10.0% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                                        | 2,497,100株 | 9.3%  |
| 新居佳英                                                                           | 2,314,800株 | 8.6%  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口9)                                                            | 1,441,500株 | 5.3%  |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15. 315 PCT | 1,229,400株 | 4.5%  |
| GOVERNMENT OF NORWAY                                                           | 654,024株   | 2.4%  |
| 株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)                                                         | 491,100株   | 1.8%  |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES                                                       | 452,600株   | 1.6%  |
| CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S. A. / CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS                | 450,000株   | 1.6%  |

(注) 持株比率は、自己株式(18,232株)を控除して計算しております。

## (2)新株予約権の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

|                             |                                                     | 第 8 回 新 株 予 約 権                             |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                   |                                                     | 2021年1月15日                                  |
| 新 株 予 約 権 の 数               |                                                     | 280個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                                                     | 普通株式 56,000株<br>(新株予約権 1 個につき200株)          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額         |                                                     | 新株予約権と引換えに払込は要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                                                     | 新株予約権 1 個あたり280,400円<br>(1 株あたり1,402円)      |
| 権 利 行 使 期 間                 |                                                     | 2023年2月2日から<br>2030年2月1日まで                  |
| 行 使 の 条 件                   |                                                     | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 を 除 く )<br>( 社 外 取 締 役 を 除 く ) | 新株予約権の数 280個<br>目的となる株式数 56,000株<br>保有者数 2名 |
|                             | 社 外 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )                          | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名        |

(注) 第8回新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要する。
- (2)本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3)権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4)その他の権利行使の条件は、別途当社と割当者との間で締結した「第8回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人に対し交付した新株予約権の状況

|                             |             | 第 8 回 新 株 予 約 権                                 |
|-----------------------------|-------------|-------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                   |             | 2021年1月15日                                      |
| 新 株 予 約 権 の 数               |             | 1,320個                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |             | 普通株式 264,000株<br>(新株予約権 1 個につき200株)             |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額         |             | 新株予約権と引換えに払込は要しない                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の<br>価 額 |             | 新株予約権 1 個あたり280,400円<br>(1 株当たり1,402円)          |
| 権 利 行 使 期 間                 |             | 2023年2月2日から<br>2030年2月1日まで                      |
| 行 使 の 条 件                   |             | (注)                                             |
| 使用人への<br>交付状況               | 当 社 使 用 人   | 新株予約権の数 1,320個<br>目的となる株式数 264,000株<br>保有者数 62名 |
|                             | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名            |

(注) 第8回新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要する。
- (2)本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3)権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4)その他の権利行使の条件は、別途当社と割当者との間で締結した「第8回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

③その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3)会社役員 の 状況

#### ① 取締役の状況 (2021年9月30日現在)

| 地 位                        | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況             |
|----------------------------|-----------|-------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 C E O            | 新 居 佳 英   | 株式会社アルティーリ代表取締役CEO<br>株式会社東京通信社外取締役 |
| 取 締 役 C T O                | 岡 利 幸     |                                     |
| 取 締 役 C F O                | 鈴 木 秀 和   | 株式会社アルティーリ取締役CFO<br>株式会社ツクルバ社外取締役   |
| 取 締 役<br>( 常 勤 監 査 等 委 員 ) | 小 笹 留 美 子 |                                     |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )     | 戸 塚 隆 将   | ベリタス株式会社代表取締役<br>キュリオ株式会社代表取締役      |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )     | 雪 丸 真 吾   | 弁護士<br>慶應義塾大学大学院文学研究科講師             |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)小笹留美子氏、戸塚隆将氏、雪丸真吾氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)小笹留美子氏は、長年にわたり当社の常勤監査役に従事し、当社のガバナンス体制全般に多くの知見と経験を有しております。
3. 取締役(監査等委員)戸塚隆将氏は、長年にわたり米国大手金融機関において業務に従事し、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有しております。
4. 取締役(監査等委員)雪丸真吾氏は、弁護士の資格を有しており、会社法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査担当との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために小笹留美子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、各社外取締役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

### ③ 取締役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、同年11月11日開催の取締役会において当該決定方針を改定しております。当該各取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合している事や、任意の報酬委員会からの答申が尊重されている事を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

上記改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とする事を基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、役割と責任に応じて定めた基本報酬及び非金銭報酬としての株式報酬で構成するものとする。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

#### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は金銭報酬とし、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、従業員給与の水準、売上高、時価総額及び従業員エンゲージメント等の指標を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。なお、基本報酬は月例の固定報酬として支給し、毎年一定の時期に報酬等の額の水準の見直しを行うものとする。

#### 3. 株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、株主価値と連動した企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、譲渡制限付株式及びストックオプションとしての新株予約権の双方又はいずれかを付与することができるものとする。株式報酬の内容、個人別の付与数及び付与時期は、株主総会決議により承認された内容、報酬限度額及び上限付与数の範囲内で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、総合的に勘案して決定するものとする。

#### 4. 基本報酬及び株式報酬の取締役の個人別報酬等の額に対する割合決定に関する方針

基本報酬及び株式報酬の割合については、全体として、各職責を踏まえた適正水準でありかつ企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で決定する。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

基本報酬及び株式報酬の決定については、業務執行取締役が報酬委員会（報酬委員会の構成員は代表取締役及び監査等委員である取締役とし、過半数を社外取締役とする。）に対して報酬案を提案し、報酬委員会が審議した後、取締役会が決定するものとする。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分                             | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額（千円）     |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------------------|---------------------|--------------------|---------------|-----------------------|
|                                |                     | 基本報酬               | 非金銭報酬等        |                       |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 104,939<br>(0)      | 86,520<br>(0)      | 18,419<br>(0) | 3<br>(0)              |
| 取締役（監査等委員）<br>(うち社外取締役)        | 10,200<br>(10,200)  | 10,200<br>(10,200) | 0<br>(0)      | 3<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)                 | 115,139<br>(10,200) | 96,720<br>(10,200) | 18,419<br>(0) | 6<br>(3)              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式及び新株予約権であり、割り当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (2)①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況」に記載しております。

3. 取締役の金銭報酬の額は、2020年12月18日開催の第17期定時株主総会において年額150,000千円以内（うち、社外取締役分年額15,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち社外取締役0名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年12月18日開催の第16期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額20,000千円以内、株式数の上限を年10,000株以内（社外取締役及び監査等委員は付与対象外）と決議しており、決議後の株式分割により20,000株以内に調整されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）の員数は3名です。

なお、当該金銭報酬とは別枠で、2020年12月18日開催の第17期定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額50,000千円以内、株式数の上限を年120,000株以内（社外取締役及び監査等委員は付与対象外）と決議しており、決議後の株式分割により年240,000株以内に調整されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）の員数は3名です。

4. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2019年12月18日開催の第16期定時株主総会決議に基づき、年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）戸塚隆将氏は、ベリタス株式会社及びキュリオ株式会社の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）雪丸真吾氏は、慶應義塾大学大学院文学研究科講師であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 地 位                | 氏 名     | 出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び<br>社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                            |
|--------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 小 笹 留美子 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会及び監査等委員会において、過去の経験や実績に基づく見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の各委員長として、当事業年度に開催された委員会4回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p> |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 戸 塚 隆 将 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に、長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績、ファイナンスに関する見識を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p>                                |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 雪 丸 真 吾 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>                                                      |

#### (4)会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

#### ② 報酬等の額

| 区                                   | 分 | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|---|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 |   | 21,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 |   | 23,100千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は有限責任監査法人トーマツに対し、収益認識基準の適用による会計方針の検討に関する助言、指導に対する報酬を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

### 3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開に即応できる財務体質の強化を重要課題として位置付けております。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、新規事業の早期展開、事業拡大及び事業効率化のために投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において当面の配当実施は未定であります。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|----------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>   |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>   |                  |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>5,538,199</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>1,273,575</b> |
| 現金及び預金               | 4,834,986        | 買 掛 金                | 4,328            |
| 売 掛 金                | 643,439          | リ ー ス 債 務            | 2,426            |
| そ の 他                | 65,574           | 未 払 金                | 736,525          |
| 貸 倒 引 当 金            | △5,800           | 未 払 法 人 税 等          | 342,111          |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>866,651</b>   | 未 払 消 費 税 等          | 97,383           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>249,250</b>   | 売 上 返 金 引 当 金        | 830              |
| 建 物                  | 186,247          | そ の 他                | 89,969           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品      | 100,994          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>19,564</b>    |
| リ ー ス 資 産            | 16,227           | リ ー ス 債 務            | 15,174           |
| 減 価 償 却 累 計 額        | △54,219          | 繰 延 税 金 負 債          | 4,389            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>6,966</b>     | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,293,139</b> |
| ソ フ ト ウ エ ア          | 6,966            | <b>( 純 資 産 の 部 )</b> |                  |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>610,434</b>   | <b>株 主 資 本</b>       | <b>5,037,345</b> |
| 投 資 有 価 証 券          | 349,527          | 資 本 金                | 1,123,688        |
| 繰 延 税 金 資 産          | 159,104          | 資 本 剰 余 金            | 1,109,688        |
| そ の 他                | 101,802          | 利 益 剰 余 金            | 2,804,757        |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>6,404,851</b> | 自 己 株 式              | △790             |
|                      |                  | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>74,366</b>    |
|                      |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>5,111,711</b> |
|                      |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>6,404,851</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(自 2020年10月 1 日)  
(至 2021年 9 月30日)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金       | 額                |
|------------------------|---------|------------------|
| 売上高                    |         | 4,464,211        |
| 売上原価                   |         | 78,173           |
| <b>売上総利益</b>           |         | <b>4,386,038</b> |
| 販売費及び一般管理費             |         | 3,375,134        |
| <b>営業利益</b>            |         | <b>1,010,904</b> |
| 営業外収益                  |         |                  |
| 受取利息                   | 65      |                  |
| 雑収入                    | 175     | 240              |
| 営業外費用                  |         |                  |
| 支払手数料                  | 1,311   |                  |
| 投資事業組合運用損              | 3,883   |                  |
| 雑損失                    | 81      | 5,276            |
| <b>経常利益</b>            |         | <b>1,005,868</b> |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |         | <b>1,005,868</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           | 425,942 |                  |
| 法人税等調整額                | △65,795 | 360,147          |
| <b>当期純利益</b>           |         | <b>645,720</b>   |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |         | <b>645,720</b>   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)         |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,633,784</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,251,880</b> |
| 現金及び預金          | 3,848,029        | 買掛金            | 4,328            |
| 売掛金             | 643,439          | 未払金            | 721,722          |
| 前払費用            | 134,604          | 未払費用           | 31,819           |
| その他             | 13,511           | 未払法人税等         | 341,845          |
| 貸倒引当金           | △5,800           | 未払消費税等         | 95,060           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,790,383</b> | 売上返金引当金        | 830              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>227,634</b>   | その他            | 56,272           |
| 建物              | 180,581          | <b>負債合計</b>    | <b>1,251,880</b> |
| 工具、器具及び備品       | 100,994          | (純資産の部)        |                  |
| 減価償却累計額         | △53,942          | <b>株主資本</b>    | <b>5,097,921</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>6,966</b>     | 資本金            | 1,123,688        |
| ソフトウェア          | 6,966            | 資本剰余金          | 1,109,688        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,555,782</b> | 資本準備金          | 1,109,688        |
| 投資有価証券          | 349,527          | <b>利益剰余金</b>   | <b>2,865,333</b> |
| 関係会社株式          | 950,000          | その他利益剰余金       | 2,865,333        |
| 繰延税金資産          | 159,104          | 繰越利益剰余金        | 2,865,333        |
| その他             | 97,150           | <b>自己株式</b>    | △790             |
| <b>資産合計</b>     | <b>6,424,168</b> | <b>新株予約権</b>   | <b>74,366</b>    |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>5,172,288</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>6,424,168</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2020年10月1日  
至 2021年9月30日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 4,464,611 |
| 売上原価         |         | 71,070    |
| 売上総利益        |         | 4,393,541 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 3,329,939 |
| 営業利益         |         | 1,063,601 |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 65      |           |
| 受取賃貸料        | 943     |           |
| 経営指導料        | 1,500   |           |
| 業務受託料        | 780     |           |
| 雑収入          | 175     | 3,463     |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払手数料        | 1,311   |           |
| 投資事業組合運用損    | 3,883   |           |
| 雑損失          | 81      | 5,276     |
| 経常利益         |         | 1,061,789 |
| 税引前当期純利益     |         | 1,061,789 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 425,677 |           |
| 法人税等調整額      | △70,184 | 355,492   |
| 当期純利益        |         | 706,296   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年11月8日

株式会社アトラエ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 香川 順 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 太一 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アトラエの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アトラエ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えるると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年11月8日

株式会社アトラエ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 香川 順 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 太一 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アトラエの2020年10月1日から2021年9月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価

する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査人と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月11日

株式会社アトラエ 監査等委員会

常勤監査等委員 小 笹 留美子 ㊞

監査等委員 戸 塚 隆 将 ㊞

監査等委員 雪 丸 真 吾 ㊞

(注) 監査等委員小笹留美子、戸塚隆将及び雪丸真吾は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

# 沿革

|      |     |                                                                            |
|------|-----|----------------------------------------------------------------------------|
| 2003 | 10月 | 東京都目黒区中目黒において資本金10,000千円で株式会社ユビキタスコミュニケーションズを設立。                           |
|      | 11月 | 本社を東京都渋谷区神宮前に移転。                                                           |
| 2005 | 4月  | 商号を株式会社I&Gパートナーズに変更。                                                       |
|      | 5月  | 本社を東京都中央区銀座に移転。                                                            |
| 2006 | 2月  | 本社を東京都港区虎ノ門に移転。                                                            |
|      | 7月  | 成功報酬型求人メディア「green」のサービス提供を開始。                                              |
| 2007 | 2月  | 「green」のウェブサイト进行全面リニューアル。                                                  |
| 2008 | 1月  | 「green」モバイルサイトの提供を開始。                                                      |
| 2010 | 10月 | 本社を東京都港区南麻布に移転。                                                            |
| 2011 | 9月  | 「green」のウェブサイトの全面リニューアルに伴い、サービス名称を「Green」に変更。                              |
| 2012 | 12月 | ソーシャルリクルーティングサービス「JobShare」のサービス提供を開始。                                     |
| 2013 | 4月  | 「JobShare」のウェブサイトにおいて全雇用形態の求人掲載を開始。                                        |
| 2014 | 7月  | 「JobShare」のウェブサイト进行全面リニューアル。<br>商号を株式会社アトラエに変更。本社を東京都港区三田に移転。              |
| 2015 | 3月  | 「JobShare」のウェブサイト进行全面リニューアルし、<br>タレントマイニングサービス「TalentBase」として新たにサービス提供を開始。 |
|      | 12月 | ビジネス版マッチングアプリ「yenta」のクローズドベータ版をリリース。                                       |
| 2016 | 1月  | 「yenta」のサービス提供を開始。                                                         |
|      | 6月  | 東京証券取引所マザーズ上場。                                                             |
|      | 9月  | エンゲージメント解析ツール「wevox」の立ち上げを意思決定。                                            |
| 2017 | 3月  | 「yenta」の有料プランをリリース。                                                        |
|      | 5月  | 「wevox」を正式リリース。                                                            |
|      | 9月  | 「yenta」のAndroid版をリリース。                                                     |
| 2018 | 6月  | 東京証券取引所市場第一部に市場変更。                                                         |
| 2020 | 5月  | 本社を東京都港区麻布十番に移転。                                                           |
|      | 7月  | 子会社「株式会社アルティエリ」を設立。                                                        |
| 2021 | 2月  | 「Green」がAndroid版アプリをリリース。                                                  |
|      | 8月  | シニア向けジョブ型マッチングサービス「Inow」を正式リリース。                                           |
|      | 9月  | 「Yenta」がYenta Web版を正式リリース。                                                 |

## 事業概要

---



当社は、「世界中の人々を魅了する会社を創る」をビジョンに掲げ、ビッグデータ解析をはじめとしたテクノロジーを駆使することでHR領域（Human Resources=企業の人的資源）に変革を起こし、従来の人材サービスでは提供し得なかった本質的な価値を提供するべく、事業活動を行っております。今後はさらに一歩踏み込み「People Tech Company」として「テクノロジーによって人の可能性を拡げる」べく、より一層の価値創造に尽力いたします。

現在は、求職者と求人企業の最適なマッチングを創造する成功報酬型求人メディア「Green」の運営を中心として、企業だけでなく官公庁やプロスポーツチーム、NPO法人や学校法人など、あらゆる組織の改善をサポートするエンゲージメント解析ツール「Wevox」、ビジネス版マッチングアプリ「Yenta」を運営しております。さらに、当事業年度においては、新規事業としてシニア向けジョブ型マッチングサービス「Inow」を正式リリースしております。

今後も長期的に成長し続ける企業であるために、積極的に新規事業の展開を行ってまいります。

# サービス紹介



## Green

<https://www.green-japan.com/>



「Green」は、テクノロジーを駆使することにより求職者と求人企業の最適なマッチングを実現するプラットフォームです。業界に先駆けて、成功報酬型の料金体系を導入しており、人材の流動化を促進し、日本全体における人材の適材適所を実現するサービスを目指しています。



## wevovx

<https://get.wevovx.io/>



「Wevovx」は、社員のエンゲージメントや組織の現状を月に1回のサーベイを用いて定量的に分析し、組織の改善をサポートするツールです。組織とチームのメンバーに対話と改善のきっかけをもたらし、組織の課題に寄り添うサービスです。



## yenta

<https://page.yenta-app.com/jp>



「Yenta」は、人工知能（機械学習）を活用したビジネス版マッチングアプリです。採用、出資、営業、情報交換、転職など、ビジネスを加速させる出会いを創造しています。当事業年度は、特性診断機能、Yenta Web版やQ&A機能などをリリースし、さらに機能を充実させております。



## inow

<https://get.inow.jp/client>



「Inow」は、キャリアを重ねたベテラン人材が、これまで培ってきた専門性の高い知識やノウハウ、人脈などの「経験」とそれらを活用したい企業や人の「ニーズ」をマッチングさせるジョブ型マッチングサービスです。ベテラン人材が人生の第2章をより豊かにするためのプラットフォームを目指しています。

## 第18期 定時株主総会 会場ご案内図

会 場

株式会社アトラエ 本社 8階会議室  
東京都港区麻布十番1丁目10番10号 ジュールA

アクセス

電車でお越しの場合  
東京メトロ 南北線麻布十番駅（5番出口）直結  
東京地下鉄 大江戸線麻布十番駅（5番出口）直結



※駐車場はご用意しておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

会社説明会  
中止のお知らせ

定時株主総会終了後、例年「会社説明会」を開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染リスクや諸般の事情に鑑み、当年度は中止といたします。株主のみなさまには当社コーポレートサイト (<https://atrae.co.jp>) に掲載されている「決算説明会資料」をご高覧いただきますようお願い申し上げます。